

令和5年度 第6回

高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

(公 開 用)

令和6年1月22日開催

# 高野町農業委員会

## 令和5年度 第6回

### 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

**開催日時** 令和6年1月22日（月）

**●開会時刻** 午前9時56分開会

**●開催場所** 高野山テレワークセンター（旧管理棟）

**●出席委員** 1番 森脇 伸宣 2番 柳 葵 3番 木村 金男  
4番 泉平 和廣 5番 梶部 起左子 7番 井手上 治己  
8番 上田 静可 9番 井阪 晴美 10番 下名迫 勝實

以上9名出席

**●出席推進委員**  
山本 和英

以上1名出席

**●欠席委員** 6番 西辻 政親 眞野 弘和

以上2名欠席

**●事務局員** 事務局長 茶原 敏輝  
事務局員 松本 斉・梶部 鐘繁

**●関係者** 地域おこし協力隊 足立 義剛

**●議事事項**  
議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について  
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
その他

**●議事内容** 次のとおり

\*\*\*\*\*午前9時56分 開会\*\*\*\*\*

事務局（松本 斉） おはようございます。  
すいませんちょっと定刻前ですが、ただいまから令和5年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。  
さて、本委員会ですが、本日、出席委員10名、欠席委員2名、欠席委員の内訳としまして、6番 西辻委員、眞野推進委員の2名が欠席となっております。  
高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。  
それでは、事務局長より挨拶をお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） おはようございます。  
もう松の内も過ぎてしまっていますが、年明け1回目の定例会ということで、どうぞ今年もよろしくお願いいたします。  
今日観光情報センターの前の外回りの掃除をしておりましたら、耐寒の中、露の臺が出てきてて、摘めるような状態ありました。かなり今年は温かいのかなぁとっております。  
いろんなものの作付けとか、管理とかが本当に大変になるかと思うんですけども、寒い中ですが、体の方労わりながら作業をしていただけたら嬉しいなというふうに思っております。  
今日の案件は2つと聞いておるんですけども、慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。  
つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。  
本日の署名委員は、1番 森脇委員・3番 木村委員にお願いいたします。  
つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく申し上げます。

議長 あらためまして、おはようございます。また遅くはなりますが明けましておめでとうございます。  
今年は正月早々、大きな地震がありましたし、いろんな事故があったりと大変気忙しい1月ですが、これからいろんな事業を行うのに地震とかいつ起こるかわからないなぁと、今朝ここに来るときに話しながら来ました。ここにくる道もいつそんなことで崩れるかわ

からないし崩れたら孤立することになるから、そういうことが起きないように祈るばかりです。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉）

それではすみません。座って説明をさせていただきます。

議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、別表農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年1月22日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵。

では3～4ページをごらんください。今回の申請は・件で継続でございます。

整理番号5—1、農地の所在、・・・・・・・・・・です。

場所については、5ページの航空写真をごらんください。

登記簿は・、現況地目も・。合計面積は・・・・平方メートルとなります。権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、……………、……………氏です。

利用権の設定をするもの住所氏名、……………番地 ………氏です。

転貸をうけるものの住所氏名、……………氏です。

利用目的は・で期間は・年でございます。

以上です。ご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明ございましたが、これについて御質問、御意見ございませんか。

議長

ご意見等がないようですので、議案第9号については「可決」としたいと思います。

つづきまして、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局（松本 斉）

こちらの農地ですが、……の権利取得の届出となりますので、……にはご退席いただきたいと思います。

それでは説明させていただきます。

報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出について農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告する。

令和6年1月22日提出高野町農業委員会 会長 柳 葵  
本案件は、議案 7ページに記載の通り、・・・・・・番を含む  
計・筆の相続による農地の権利取得の届出がありました。  
受付番号2の申請者の住所は、・・・・・・番地、・・・・・・氏です。  
農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受  
理通知書を交付します。  
以上です。

議長

はいありがとうございます。  
ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ござ  
いませんか。  
ご意見等がないようですので、報告第4号について「以上」とい  
たします。  
ほかにないですか。

事務局（松本 斉）

前回、井手上委員より中山間直接支払制度について説明いただき  
たいというお話がありましたので、事務局の梶部の方から説明させ  
ていただきます。

事務局（梶部鐘繁）

それでは、お手元にあります中山間地域等直接支払制度の資料に  
そってご説明させていただきたいと思えます。

まずこの制度ってなによって話なんです、農業生産条件の不利  
な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理し  
ていくための取り決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産  
活動等を行う場合に面積に応じた一定額を交付する仕組みの制度と  
なります。

1番、制度の対象となる地域として、地域振興法で定める地域に  
おいて傾斜がある等の基準を満たす地域とありますが、高野町では  
花坂地区、筒香地区、富貴地区の3地区が農業振興地域となります  
ので対象の地域となるとなります。

対象者については、先程の説明でも少し触れましたが集落等を単  
位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続するものとな  
ります。

大きな条件として急傾斜地、緩傾斜地において活動をすることで  
交付金の制度が適用されることとなります。

交付単価は、表で表す通りとなります。細かく言うとほかにもあ  
りますが代表的な部分で載せてある通りとなります。

公金の使途ということで、使い方については協定参加者というこ  
とで集落単位で協定を結んだ皆さまの話合いと合意により、地域の  
実情に応じたことを予め協定に定めておき、それに使っていただく



上田委員

総会のほかにその都度、自分たちで集まる時間や時期を決めて声をかけてする

という感じ。

学校等にも田や虫の観察とかの授業にも参加したりやな。

件数は10件ほど。

国の補助ということもあるから、きっちり書類も作ったりしないといけないところも、町が手伝ってはくれたけども、みんな歳とってきて病気になったり、若手は働き盛りでまだ運営まではできないという。

制度としてはいいんやけど。

議長

他にないですか。

井手上委員

この制度は農業振興地域しか適用されないということで花坂と富貴がありますけど、細川とか作水、杖ヶ藪とか違う場所でも農業をやっとる。この制度を見ても地域の維持管理、農地の維持管理で補助金がもらえる。それから、共済の方でも転作した時に補助金もらえるということですけども、農地の維持管理をしていく中で補助金をもらえたら高齢者ばかりになっていく中で励みにもなっていく。

地域振興地域以外の制度のない所については、町の補助金を制度的に作ってもらえたら、耕作放棄地も減ってくると思う。木を植えてるところではなく、田んぼとか野菜を作っているところを対象としてもうたら、草刈りとかでも農地の維持管理となっていくから、農業用施設と違って農地を維持管理していけば耕作放棄地もなくなっていったって、荒らすことも失くなってくると思うので、事務局の中で1年かけて議論してもうて、町の方へ制度化してもらおうような働きかけをして、新年度の予算の時期にあわせて農業委員会で議論していったほしい。

農業振興地域以外は町に頼るしかないの、議論してもらって制度化してもらえるように農業委員会で1年かけて議論していったらと思う。

事務局長（茶原敏輝）

井手上委員からお話のあったことですが、国の制度としていけるところ、いけないところも農地があつてすることだと思います。高野町では農業振興地域として受けていないところの方が広い訳ですから、委員の言われた部分について、少し勉強させていただきたいと思います。

今回、中山間地域等直接支払制度ということですが、近隣の市町村で農業振興地域以外で使えるものはないかということを含めて勉強させていただくということで少しお時間を頂きたいと思います。

適宜にかお伝えできることがあればお話しさせてもらいたいなと思います。

農委員会としては、今言われたことは委員会の意見として取りまとめていくんだということで会の時に少しそういったところを提案いただければ、財政や町長へもお話をしやすいことに思いますので、並行してやらせていただければと思います。

他に担当として話すことがあればということですが。

事務局（梶部鐘繁）

今回、中山間地域等直接支払制度の事を調べるにあたり県の方にもいろいろ確認させていただいておりますが、農業振興地域以外で使える制度はないかと確認させていただきましたが、現状そういった制度はないという回答でした。ただ、全国でみたときに他所では制度を活用できない地域に補助をしているところもあるかもしれないので勉強していかなければいけないと思っていたところでした。

ただ、今回のこういう意見は県の方にも伝えることが出来ましたし、何か使える制度が出てきたときには声をかけてもらうようお願いをさせていただいておりますので、また情報が入ればご報告をさせていただきます。

井手上委員

近隣の市町村であれば橋本市やかつらぎ町、九度山町でもやっていると思いますので、一度聞いてもろてどんな方法になるのか。おそらく振興地域でなければ絶対ないと思います。対象となるのは災害復旧ぐらいかとは思いますが、農林の基盤となる場所ですので町も制度として、対象外の所はこのようにするといった方向を考えてほしい。とにかく農業委員会で議論してもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局長（茶原敏輝）

農業の部門でいくと、鳥獣害の防護柵といったところは毎年補助させていただいております。農業災害といったところも、個人負担のない公共災の方で拾えるところはと思っていますが、それで建設課の担当の方は苦勞をされており、ずっと残業をしている状況です。また私も副町長、町長とも機会を作ってその辺のところも話しをしたいと思います。それと橋本市あたりの制度の事を調べて、また次回の農業委員会の時にしっかりお話しをしていただけたらと思います。

議長

他にないですか。

事務局（松本 齊）

だいぶ時間が経ってしまったんですが、富貴の地域おこし協力隊の足立さんに来ていただいておりますので、自己紹介とどんな活動を



しているかご報告していただきたいと思います。

協力隊（足立義剛）

皆さんこんにちは。

昨年、令和5年5月1日付で、富貴地区で地域おこし協力隊として着任させていただきました足立と申します。

活動内容といたしましては、農作物の販路拡大、また地域に人の流れが活発になるような活動を頑張りたいということで、町長の方から激励していただきましたので、その辺りのことも中心にと思っています。

今の活動としては、毎週水曜日、勝間屋さんの方に野菜を持って行かせてもらったり、毎月21日の報恩高野市に野菜を出店しています。また定期的にお寺で野菜の販売をさせていただいています。

現在は、野菜があんまり出荷できないこともあり、富貴の農家さんの魅力を広報とかで発信していけたらいいなあと考えてやっています。高野町全体の農産物が、地域外の方に、めちゃくちゃ美味しいな、すごいと言われるように発信をしていきたいと思っています。

議長

足立さんにせっかく来ていただいていますので、何か聞きたいことあればと思いますがございませんか。

議長

いろいろ頑張っていていただいておりますので、皆さん協力していただけたらと思います。またみんなで寄って話しする機会があればと思います。

上田委員

自分でも野菜は何か作っているのか。

協力隊（足立義剛）

自分でも少しですが畑を貸していただいて、ネギとかを家庭菜園レベルからと思ってやっています。野菜作りの難しさも勉強しながらと思っています。

議長

他にないですか。引き続き頑張りたいと思います。

議長

ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

下名迫委員

鳥獣害のことですが、檻でアライグマの捕獲は町で処分してもらえるんやろか。

事務局（松本 齊）

役場に持って来ていただくか、富貴であれば狩猟免許を持ってい

る・・さんに言っていただいて処分していただくかになります。

下名迫委員

それはわかったんやけど、1匹かかっただけでは処分できないから複数捕まえてからにしてくれという話しが支所の方であったと聞いたのですが。

事務局（茶原敏輝）

アライグマは殺処分となっていますので富貴支所でも殺処分できるようになっています。また複数でないといつた今回の話しは、支所の対応がまずいかと思いますので一度調べるようにします。

梶部くん、支所としてはどういったことでそんな対応になっているのかな。

事務局（梶部鐘繁）

今回の話しですが、アライグマがかかった連絡を受けて本来は持って来て頂きたいところですが、持って行けないとのことで行かせていただきました。その時に2匹かかっていたところ、まだあと2匹いてるから、母親の1匹を置いて1匹だけもっていってくれという話しでした。

翌日また1匹かかったところで、できればあと残りの1匹もかかるまでそちらでおいて欲しいとお願いをしたのですが、それが1匹しかだめという感じに思ってしまったのかと思います。

相手へ伝わっていなかったと思いますので、支所で今日のお話を共有したいと思います。

事務局（松本 齊）

支所としてもしっかりしていただいていますので、食い違いがあったのかと思います。またあくまでも檻の殺処分については、アライグマのみですのでよろしくお願いします。

事務局（茶原敏輝）

他のものについては、一般の方は逃がしてあげることしかできないのでよろしくお願いします。

もし、檻の資格を持たれていな方で、資格を取りたいというお話があれば教えていただければ講習会を開催したいと思います。

議長

他になにかございませんか。

他にないようですのでこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

\*\*\*\*\*午前10時40分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 1 番 \_\_\_\_\_

署名委員 3 番 \_\_\_\_\_